

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	水産庁漁政部企画課
部署の業務内容	水産に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること等

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	水産政策の企画立案の業務について、現場(浜)に出向き関係者に施策の説明をしつつ意見を伺う「現場(浜)の声を聴く会」を開催しているほか、水産関係者を始めとした国民各層の意見を様々な機会を通じて聴取しており、特に新規施策の企画立案時には、公開の場での有識者の多角的議論の場を設け、国民的理解の醸成に努めてきた。例えば、平成21年度から新たに環境支払型交付金制度を創設したが、その際には、消費者や経済界、NPO等からも意見を聴取したところである。 これらに際しては、参加者の方々の意見を踏まえ、分かりやすい資料の作成や意見交換に十分な時間を取るなどの工夫を行ってきたところである。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	しかしながら、これらの取組の中には、対象者の選出方法に改善の余地が存するものもあることから、今後は、更に国民視点に立ったものとするため、①「現場(浜)の声を聴く会」の参加者の充実(地域住民等の参加の促進)、②一般国民を対象とした当省関係のイベント等の機会を活用した水産関係の意見交換やPR(例：消費者の立場から見て分かりやすいパンフレットの配布、アンケートの実施等)やホームページでの募集に応じた小中学校・消費者に対する「水産出前説明会」(仮称)の実施等により、水産資源・水産物・水産業等をめぐる現状、水産政策の意義・内容等についての国民的理解の促進に努める。 その際、生産者等と地域住民・消費者等の相互理解の醸成が不可欠である点に留意する。さらに、日常業務の中でも、省外の方々の来訪や出張等の機会を捉えて、国民の方々との率直な意見交換を積極的に行う。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	電話等への対応については課内で策定した電話対応マニュアルに基づき迅速かつ丁寧な対応がなされていると考えているが、郵送されてきた要望等については迅速に対応しきれない場合もあることから、苦情、要請等全般への対応方法についての方針・ルール等を策定し、迅速かつ丁寧な対応を図ることとする。 その際、当然のことながら、単なる形式的なマニュアル対応ができればよいわけではなく、実質的に丁寧・誠実・親切的な対応ができるような意識を日ごろから持つことが重要であることに留意する。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	

政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	水産庁幹部が現場（浜）に出向き関係者に施策の説明をしつつ意見を伺う「現場（浜）の声を聴く会」を開催するとともに、新しい政策の企画立案に当たっては多様な領域の有識者による意見を伺い、これらの結果を施策に反映させる取組を行っているところである。 今後は、「浜」周辺の地域住民や「街」の消費者の方々も一層取り込み、広く国民各層の声（評価）を施策に反映できるよう、改善を図っていくこととする。 また、これらの取組を行うに際しては、出された意見への対応に関するルール作りやアンケートによる取組の改善等を行い、施策に適切に反映していく仕組みを充実させていくこととした。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	－	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	○	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要
総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	業務を点検した結果、直接的に食の安全に関連する事項はなかった。しかしながら、水産に関する総合的な政策の企画立案を担当する課として、食品として供される水産動植物に関連する業務を行っている以上、所管する業務が食の安全に影響を及ぼすこととなる。 このため、政策の取りまとめ、政策評価の実施等に際しては、庁内各課に対しても食の安全の観点からの働きかけを積極的に行っていくべきであり、また、生産振興施策等を企画立案する等の際には、食の安全を軽視することにならないよう十分留意して業務に当たっていくべきと認識している。
	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	

食の安全業務についての点検	業務の見直し	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	当課においては、水産に関する総合的な政策の企画立案を担当する課として、水産基本計画等の取りまとめやフォローアップ、政策評価の実施等を担当している。これらの業務を行う中で、庁内各課が担当する食の安全にかかわる事項についても、例えば、水産基本計画の中での的確な位置付けを行うなどの対応を行ってきたところである。その際、国民の健康を守ることが何より重要であるとの意識は持つように努めてきたところであるが、そのような意識を具体的に業務に反映させるという点では工夫の余地があると考ええる。このため、今後これらの業務を行う際には、食の安全の観点から、担当課に対する働きかけや政策評価での取組をより充実していくこととする。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると言えるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると言えるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	上記のとおり、直接的に食の安全に関連する業務ではなくても、食品として供される水産動植物に関連する業務を行っている以上、食の安全に影響を及ぼす可能性は存すると考える。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			